

議案第66号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたいので議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出

朝来市長 藤岡 勇

損害賠償の額 5,042円

事案発生日 令和5年5月4日午前11時30分頃

損害賠償の相手方

提案理由要旨

朝来市琵琶の丸健康公園ゲートボール場において、キャッチボールをしていてボールを取りに行った相手方が、グレーチングが外れていた集水桝に右足を落下し負傷した事故に関して、当該事故に係る示談をするため、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。